

通達統合化（2012.4.1 施行）に関する意見提出結果

第一輸出管理事務所 米満啓

2012年1月28日に公示された改正案につき、分析機器工業会を通して提出した意見7本の結果を記します。（※ 当時米満は、同工業会輸出管理小委員会主査でした）

1. 要約

意見要旨	結果
<p>【意見1-1】 提出書類通達別表1 「貨物等省令第2条第1項第二号イ～ハ、第三号イ～タ」の「に地域②」に関する記述追加要望</p>	<p>× 不採用 ⇒異論なし</p>
<p>【意見1-2】 提出書類通達別表1 2項・4項該当品について、それらが14項・15項・告示貨物と重複該当した場合の手續記述があるのはおかしい。</p>	<p>－ 無視 ⇒異論あり</p>
<p>【意見1-3】 提出書類通達別表1 8項品の「ち地域」向け申請書類は「Aパターン」ではなく「Fパターン」ではないか？</p>	<p>× 不採用 ⇒異論あり</p>
<p>【意見2】 包括許可取扱要領 「一般包括輸出・役務取引許可」の申請資格要件から「電子申請を行う者であること」の削除要望</p>	<p>× 不採用 ⇒異論なし</p>
<p>【意見3】 提出書類通達における誓約書署名者 資格要件として「代表権者であること」の注記を要望</p>	<p>○ 採用</p>
<p>【意見4】 提出書類通達 提出様式と記入要領の英文併記要望</p>	<p>○ 採用</p>

2. 【意見1-1】提出書類通達別表1「貨物、仕向地及び提出書類」について

◆意見内容
「貨物等省令第2条第1項第二号イ～ハ、第三号イ～タ」の「に地域②」に関する記述が抜けているので追記いただきたい。

◆理由
「3の項(1)」の細目・地域別の規定を要約すると下表のようになります。

2条1項	一号	二号		三号		
		イ～ハ	ニ～ト	イ～ホ	ヘ～タ	レ～ヤ
「局」	い①(A) は①(B1)	い①(A) は①(B1)	い①(A) は①(B1)		い①(A) は①(B1)	い①(A) は①(B1)
本省 (誓約書なし)				い①(B1) は①(B1)		
本省 (誓約書あり)	に①(D1)	は②(D3)	は②(D3) に②(D4)	は②(D2)	は②(D3)	は②(D3) に②(D4)

第二号ニ～ト及び第三号レ～ヤと対比すれば「に地域②」が抜けていることが見てとれることと思います。

【2012.3.23 結果報告】 #37

貨物等省令第2条第1項第二号イ～ハ、第三号イ～タに該当する貨物については、レジーム上輸出可能な仕向地が限定されており、本案はこれに基づいたものですので、原案のとおりとさせていただきます。

米満追記
運用通達 1-1(7)(ニ)で上記項番での「に地域②」向け許可取得が不可の旨が記されています。(下記参照) 申請しても無駄なので、手続記述をやめたということでしょう。
(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。
私も本件の却下には納得しました。

3. 【意見1-2】提出書類通達別表1「貨物、仕向地及び提出書類」について

◆意見内容

「2の項」及び「4の項」関係で、論理的に存在しえない貨物の記述が見られるように思います。

具体的には次の2つです；

a) 2の項(9)、(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる貨物

b) 4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物並びに輸出令別表第1の14及び15の項の中欄に掲げる

下線部を「貨物等省令の関係条項番号」に変更すれば、実在性の問題が解決されるとともに、＜包括許可取扱要領別表A＞の記述との統一性という観点からも、一石二鳥の効果が得られるものと考えます。

◆理由

輸出令別表第1は、貨物が複数の項番に重複該当することを避けるため「何項中欄に掲げるものを除く」という括弧書きを加えています。

例えば、繊維を使用した複合材料は「2の項(17)2」と「5の項(18)」で取り上げられており、また後者のうち「省令第4条第二号」や「第十五号ハ・ニ」に該当するものは告示貨物の指定を受けております。しかし「5の項(18)」に「2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く」と括弧書きを加えることで、もしその貨物が2項該当であれば5項(18)にはカウントしない、すなわち告示貨物にカウントしない仕組みになっているわけです。

14の項・15の項についても同様です。

もし「告示貨物の項・14の項・15の項で、上記括弧書きのついていないもの」が存在しそれが本通達案別表1の意図する対象貨物であるならば、具体的な細目名を明示されることを希望します。それなしで「告示で定める貨物」と言われても一体どれを指しているのか理解が困難です。

(結果は次頁)

【2012.3.23 結果報告】 #38

<p>ご指摘の箇所については、例えば2項の該当箇所は、「輸出令別表第1の2の項（9）又は（11）から（50）までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物」と明確な表記に修正する予定です</p>	
<p>米満追記（本件は異論あり） 公布条文が原文からどこがどう変わったのかを比べてみましょう。</p>	
公布条文	原案
<p>輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、<u>告示で定める貨物</u>又は輸出令別表第1の<u>14の項の中欄に掲げる貨物</u> <u>「い地域②」はB2パターンの書類</u></p>	<p>輸出令別表第1の2の項(9)、(11)から(50)までに掲げる貨物のうち、<u>告示で定める貨物</u>並びに輸出令別表第1の<u>14及び15の項の中欄に掲げる貨物</u> <u>「い地域②」はB2パターンの書類</u></p>
<p>輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の<u>15の項の中欄に掲げる貨物</u> <u>「い地域②」はCパターンの書類</u></p>	
<p>なるほど「告示貨物・14項品」と「15項品」とで、提出書類のパターンを分けることで「明快な表記」にしますよ、ということですか。しかし私の論点はそこではありません。回答者は故意に論点をずらし、聞かれたことには答えていません。 本件は「却下」ですらない。単に「提出意見を無視して逃げた」ものと思います。</p> <p>もう一度、私の意見を記します。よく読んで考えていただきたいものです。それは、2項(9)・(11)～(52)に該当する貨物が、「同時に告示貨物や14項品・15項品でもある」ことは原理上ありえないのではないか、ということです。いいですか？ <u>「告示貨物・14項品であること」も「15項品であること」もありえないのではないか</u>、と申し上げているのですよ。両者を分かち書きしようがしまいが同じことなのです。</p> <p>なぜそれが「ありえない」か？ 以前書いた「輸出令関係通達における幽霊屋敷問題」と重なりますがこういうことです。http://www.1st-xcont.com/HauntedHouse_Problem.pdf</p> <p>① <u>複数の国際レジーム間の規制重複品目は、WMD関連レジームを優先して項番決定が原則。それによって項番重複を避けています。</u>具体的には「MTCR>AG>NSG>WA」の優先順位で判定分類されます。</p> <p>② 条文では、たとえばWA品目である5項(18)なら、「2、4及び15の項の中欄に掲げるものを除く」という括弧書きを加えることで上記①を実現しています。よって2項該当品であれば、たとえ貨物等省令4条二号 or 十五号ハ・ニに該当する仕様のものでも、5項(18)の告示貨物にはなりません。</p> <p>なおMTCR・AG・NSG規制との重複が想定されていないWA規制品（たとえば5項(14)）の場合は、勿論括弧書きが附されておられません。</p>	

- ③ 従って NSG 規制品が、WA 規制の対象である告示貨物・14 項品・15 項品に分類されることはありえません。
- ④ 運用通達では<別紙>で「輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物」に関する「許可事務の取扱区分」を記述してしまっていますが、上記③の通り、これに該当する貨物は原理上存在しない筈ということです。
(もっとも誤って括弧書きを付け忘れた WA 規制項番があれば話は別です)
- ⑤ 運用通達で「本来ありえないケースについての取扱区分」を採り上げてしまったためこれに対応する取扱要領を書かねばならなくなってしまい、今回の提出書類通達の記事が生まれたものと推量します。つまりこの提出書類通達の記事は、出来の悪い運用通達の尻ぬぐいだったということで、まことにお気の毒様に存じます。
- ⑥ つまり運用通達とセットで修正しなければ問題は解決しないわけですから、私の意見に回答者はさぞ困惑されたことでしょう。
したがって結果報告の段階で回答者が「逃げた」のは理解可能なことと思います。但し問題はその後6年間にわたって、運用通達の病巣を放置し続けたことにあります。まあ実在しないケースの手続記事なんて、所詮はお飾りですから「超芸術トマソン」として存在を許容してもよいのかもしれないが。
- ⑦ ところで「NSG と WA の規制重複品について特別な規定を作りたい」ということなら次のような書き方があります。
それは「輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち」に続けて「貨物等省令の何条～何条に該当する仕様の貨物」という形で、WA との重複を表現するというやり方です。これなら現行条文より、明らかに分かりやすくなっているのではないのでしょうか？
併せて運用通達の記述もこのスタイルにすれば問題は解決します。

4. 【意見1-3】提出書類通達別表1「貨物、仕向地及び提出書類」について

◆意見内容

「8の項（省令第7条第三号ハ・ホ）」の「ち地域」向け申請は、誓約書不要のAパターンとなっています。「と地域②」向けでさえ要誓約書（Fパターン）であることを考えると、これは誤植ではないでしょうか？ 再検討をお願いします。

【2012.3.23 結果報告】 #39

誤植ではございません。原案のとおりといたします。

米満追記（本件は異論あり）

① 「Aパターン」で要求される書類は下記3点です；

i 輸出許可申請書 ii 申請理由書 iii 契約書等及びその写し

注目すべきは「申請内容明細書」の代わりに、比較的簡易な「申請理由書」を提出すればよしとされていることです。（「理由書」と「明細書」の対比は次頁参照）

・その結果輸入者・最終需要者に関する詳細情報が申告不要となります。

省令7条三号ハ該当のような高性能コンピュータの申請がこれで済むのでしょうか？

・しかも「理由書」においては「『ち地域』にて転売される予定がないことの確認を行ったかどうかについて記載すること」が要求されています。（提出書類通達の別表4）

そもそも「ち地域向け輸出」案件なのに、このような確認を求めるのは異常と言わざるをえません。

② 他項番該当品目における「Aパターン」で申請可能なのは、「い地域①」向けが主。これは「Aパターン」は比較的懸念度の小さい案件での扱いであることを示しています。

③ 例外は「8の項（省令第7条第三号ハ・ホ）」品で、「い地域①」向けの他「ち地域」向けも「Aパターン」となっています。一方、ホワイト国（「い地域①」）ではないが「ち地域」（国連武器禁輸国やイランなど）でもない「と地域②」向けは「Fパターン」として次の書類が要求されています。

i 輸出許可申請書

ii 申請内容明細書

iii 契約書等及びその写し

iv 輸出令別表第1の記載項目との対比表等

v カタログ又は仕様書などの技術資料

vi 需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料

vii 最終需要者の誓約書

viii 輸入者の誓約書

ix 輸送時におけるサービス又は施設の仕様に関する資料

x 貨物の仕様場所及びコンピュータアクセスの限定管理方法に関する資料

マレーシア・メキシコ等の「普通の国」を多く含む「と地域②」でさえ、かくも沢山の書類が要求されるのに、イラン・イラク・北朝鮮を含む「ち地域」向けが、簡易な「Aパターン」でよいというのは、理解に苦しむことです。

④ 本件ではあまりにも矛盾が明らかなので、敢えて「誤植ではないか」と婉曲な言い方で問題提起を致しました。これに対してキッパリ「誤植に非ず」と回答されたのは「誤りは原作にあり」と暴露したのも同じこと。率直に言って驚きでした。

【意見 1-3 の参考】「申請理由書」 vs 「申請内容明細書」

◆ 「理由書」はかくも簡便…経産省サイトの記入例より

(http://www.meti.go.jp/policy/ampo/kanri/shinseisho/tenpu24fy/shinseiryuusho_kisairei_kamotu.pdf)

輸出許可申請の内容について、補足説明をいたします。

記

1. チェックリスト受理番号 ②

2. 貨物名 (商品名、型番及び等級) ○○○ Systems Model ABCD ③

3. 該当項番 輸出貿易管理令別表第 1 6項 (2) ④
 省令5条1項2号ロ (2)

4. その他 ⑤

需要者である○○○○ MANUFACTURING Co., LTD の本社工場に設置した後、同工場にて
 携帯電話用の金型の加工に使用する。

◆ 「内容明細書」の記入事項はかくも多い

3. 貨物 (プログラム) の輸送ルート (経由地 (積替地又は寄港地) を全て記載。)			
(積出港)		(経由地)	(最終仕向地及び通関地)
4. 輸入者の名称、所在地及び概略			
買主 (取引 相手)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容)	(出資比率)
		(URL)	(国籍)
	(役員名：氏名)	(肩書)	(国籍)
(主要取引先：名称)	(事業内容)	(国籍)	
		(URL)	
荷受人			
5. 最終需要者の名称、所在地及び概略並びに2.で記載した貨物 (プログラム) の設置 (使用) 予定工場等の名称及び所在地			
所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容)	(出資比率)
		(URL)	(国籍)
	(役員名：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容)	(国籍)
	(URL)		
(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)		
使用者			
6. 需要の概要 (2.で記載した貨物 (プログラム) の使用目的及び使用方法等)			
使用目的			
使用方法			
取引経緯			
その他 (積み戻しの有無の説明など)			

5. 【意見2】 包括許可取扱要領「一般包括輸出・役務取引許可」について

<p>◆意見内容</p> <p>申請資格条件として電子申請を行う者であることが挙げられていますが、これは削除すべきだと考えます。</p> <p>◆理由</p> <p>①「新しい一般包括」利用者は、輸出実務の件数・経験が乏しい中小の企業が主と思われま す。そうした企業にとって電子申請のための体制作りは（大企業以上に）負担です。</p> <p>②なぜ「新しい一般包括」の利用者だけが電子申請システムに参加しなければならないのか 理解できません。もしそれがどうしても必要ならば、「特別一般包括」利用者にも義務付 けるべきでしょう。</p> <p>③このような資格条件が付加されることにより、せっかく間口を広げた筈の「新しい一般包 括」制度の利用率が低迷することを危惧します。</p>

【2012.3.23 結果報告】 #11

<p>ホワイト国向けの一般包括申請は、電子申請を前提にCP・CL提出要件の緩和を行ったも のです。電子申請は、許可証が電子的に管理され通関手続がペーパーレスになるなど、事業 者にもメリットをもたらすものであり、当省としては電子申請の推進を図っております。ご 協力をお願いします。</p>
<p>米満追記</p> <p>この「却下」にも納得しました。</p>

6. 【意見3】 提出書類通達における誓約書署名者

<p>◆意見内容</p> <p>「別記2（誓約書の記載要領）」の「署名者は需要者等の代表者又は委任された者」に次の注記を加えていただきたい。</p> <p>注；代表者とは法人代表権者のことをいう。（例えば企業でいえば社長・会長など、大学でいえば学長・理事長など）</p>
<p>◆理由</p> <p>現行通達の「代表者によるサイン、肩書き」に比べると改正案は明確化という点で一定の前進と評価しています。</p> <p>しかしながら「代表者イコール代表権者」という理解は、海外では必ずしも広く共有されていません。例えば中国で日本企業駐在員は名刺で「常駐代表」を名乗ります。現地で契約に当たっては「日方代表」としてサインをします。同様に現地企業においても、契約書にサインする人は自らを「当該企業の代表」と認識しています。</p> <p>このため現地ではしばしば（大学なら）学部長、（企業なら）工場長や研究所長のサインで十分（彼らは代表者である）という誤解が生じます。学部長や工場長といえども現地では「偉い人」なので、そのサインを貰うこと自体も容易ではありませんが、貰ってしまったあとで学長・社長のサインを現地に再依頼させることの困難は御推察いただけることと存じます。</p>

【2012.3.23 結果報告】 #52

ご指摘を踏まえて修正します。



公布された条文	意見募集時の原案
<p>(ハ) 署名者は、需要者等の代表者又は委任された者とする。委任された者による署名の場合は、委任されたことを証する書類の写しを添付すること。<u>なお、代表者とは法人の代表権を有する者のことをいう。</u></p>	<p>ハ) 署名者は、需要者等の代表者又は委任された者とする。委任された者による署名の場合は、委任されたことを証する書類の写しを添付すること。</p>

7. 【意見4】 提出書類通達における英文併記要望

◆意見内容
添付書類通達は全て英文併記を要望します。
◆理由
①通達案に添付された最終用途誓約書・事前同意相談要請書等の書式は日本語表記しかありません。需要者が日系企業でもないかぎり、署名が得られることは期待できません。
②海外の取引先に誓約書への署名を求める際に、「最終用途誓約書に係る注意事項」を正しく理解させるためには、英語で記載された文書の提示が必要となることは明らかなです。
③このほか、誓約書への代表権者（又はその委任を受けた者）の署名、立ち入った需要者情報（例えば提出書類 D1～D5 パターンにおけるプラント全体図・製造フロー図など）を要求しているのが日本政府であることなども、英文表示がなければ中々伝わりません。
④個別企業の不適切な英訳に起因する誤解の発生を防止するためにも、また需要者に与える信頼性・説得力の点からも、翻訳文は政府の手でリリースいただく必要があると考えます。
⑤需要者への依頼事項の「要所」の英文表示が絶対不可欠であることは以上の通りですが、実際に誓約書・需要者資料を依頼し、これに応ずるため先方が社内で検討・決裁手続する局面を考えると、「要所」だけではなく通達全体が先方に理解できるガラス張りの状態になっていることが必要です。このため部分的な英訳ではなく、通達全体の英文化が必要と考えます。

※ 本件は CISTEC から同趣旨の要望意見が寄せられています。

【2012.3.23 結果報告】 #53

別記3-1、3-2、様式2～4、17、21及び22の英文は、安全保障貿易管理ホームページでお示しする予定です。



※ 具体的には次のサイトに掲載されています；

別記3-1 最終用途誓約書に係る注意事項（需要者確定案件）	http://www.meti.go.jp/policy/anpo
別記3-2 最終用途誓約書に係る注意事項（需要者未確定案件）	/kanri/shinseisho/tenpu24fy/seiyakusho_yoshiki_kisaiyouryou.html
様式2 最終用途誓約書(最終需要者確定案件)	akusho_yoshiki_kisaiyouryou.html
様式3 最終用途誓約書(最終需要者未確定案件)	ml
様式4 最終用途誓約書（CWC規制品目）	
様式17 受領確認書	http://www.meti.go.jp/policy/anpo
様式21 再輸出、再販売等の事前同意相談要請書	/apply12.html
様式22 提供技術により製造した製品の輸出、販売の事前相談要請書	